

入居契約書

_____（以下、「ご利用者」という）と社会福祉法人マザアス（以下「事業者」という）は、事業者がご利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護サービスおよび介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「共同生活介護サービス」という）「グループホームおがわ」の利用について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、ご利用者に対して、介護保険法等の関係法令及びこの契約に定めるところによる共同生活介護サービスを提供し、ご利用者が能力に応じ、自己決定のもとに自立した生活が営めるよう支援します。
- 2 ご利用者は事業者に対し、前項による「グループホームおがわ」の利用及び共同生活介護サービスの提供に対して、介護保険法等の関係法令並びにこの契約に定めるところによる利用料を支払います。

第2条（契約の期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日からご利用者の要介護度認定期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の1か月前までに、ご利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、ご利用者が要介護認定の更新で要支援2または要介護者と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 4 この契約は原則として第10条（ご利用者の解約権）及び第11条（事業者の解約権）に定める契約終了の事由が生じるまで継続するものとします。

第3条（認知症対応型共同生活介護計画および介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

事業者は、次に掲げる事項を計画作成担当者に行わせます。

- 1 計画作成担当者は、ご利用者の入居後、速やかに認知症対応型共同生活介護サービス計画書および介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画書（以下「サービス計画書」という）の作成に着手します。
- 2 計画作成担当者はご利用者の心身の状況や病気等を始め、解決すべき課題等を把握した上で、ご利用者又はそのご家族の希望を事前に伺い、「サービス計画書」の案を作成します。
- 3 計画作成担当者はサービス担当者会議を開催し、前項の「サービス計画書（案）」を、後見人又は身元保証人（第20条に定める身元保証人を言います。以下同じ。）の立ち合いのもと、ご利用者に対し、内容及び予測される効果についての説明や希望、他の選択肢を含めて理解を求め、その同意を得た上で「サービス計画書」を決定します。
- 4 計画作成担当者は、決定した「サービス計画書」をご利用者、及び、後見人、又は身元保証人

に交付します。

- 5 計画作成担当者は、「サービス計画書」の実施状況を把握し、ご利用者からの意見聴取を定期的に行うと共に結果を記録し、必要に応じて「サービス計画書」の変更を行います。
- 6 「サービス計画書」はご利用者及び後見人、身元保証人から変更を申し出ることが出来るものとし、ご利用者の同意を得て変更するものとしします。

第4条（共同生活介護サービスの内容）

- 1 事業者は、「サービス計画書」に沿って、ご利用者に対して介護保険法等で定める必要な援助を提供します。また「サービス計画書」が作成されるまでのもご利用者の希望、入居前の状況等を考慮して、適切なサービスを提供します。
- 2 ご利用者が利用出来るサービスの内容は「重要事項説明書」のとおりです。事業者は「重要事項説明書」に定められた内容を、ご利用者及び後見人、身元保証人に説明します。

第5条（身体拘束その他行動制限）

- 1 必要以上に身体活動に制限を加えると、身体だけでなく心の活動も制限してしまいますので、できるだけ制限をしないでのびのびと生活できる環境にします。また、身体拘束については、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急その他やむを得ない場合を除いては、身体的拘束、行動の制限を行わないものとし、体罰や虐待等の行為もいたしません。

第6条（要介護認定の申請にかかる援助）

- 1 事業者は、ご利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるようにご利用者を援助します。
- 2 事業者は、ご利用者及び後見人、又は身元保証人が希望する場合は、要介護認定の申請をご利用者に代わって行います。その場合、申請手続きに要する交通費などが実費負担となります。

第7条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、共同生活介護サービスに関するサービス提供記録を作成することとし、この記録は契約終了後5年間保管します。

第8条（記録の開示）

- 1 ご利用者及び後見人、又は身元保証人は、必要がある場合は前項の記録の閲覧および自費による謄写を求める事ができます。ただし、この閲覧および謄写の請求には社会福祉法人マザアスの規定に基づく申請手続きが必要となります。

第9条（料金）

- 1 ご利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める料金を月毎に合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を添付して、翌月20日過ぎまでにご利用者に通知します。
- 3 ご利用者は、当月の料金合計額を翌月26日までに、原則として口座振替の方法により支払

います。

- 4 利用料の算定は、日額とします。ただし、入居日・退居日を含みます。
- 5 事業者は、ご利用者から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。
- 6 事業者は、関係法令及び厚生労働大臣の告示等の改訂その他これに準じる理由により、標準利用料金に変更があった場合は、事業者は当該利用料金を変更することが出来るものとし、事前にご利用者に対して説明します。
- 7 事業者は、前項に定める理由以外の理由により、利用料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書別紙に記載し、利用サービス料金変更についての合意を取り交わします。
- 8 ご利用者は、前項の変更不同意の場合は、文書によってこの契約を解約することが出来ます。

第10条（ご利用者の解約権）

ご利用者は、事業者に対して7日間の予告期間をもって、いつでもこの契約を解約することができます。

第11条（事業者の解約権）

ご利用者が事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達成することが困難になったときは、事業者はご利用者に対し、1か月以上の予告期間において文書で通告することにより、この契約を解約する事ができます。

第12条（契約の終了）

次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 ご利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援1と認定された場合。
- 2 ご利用者が他の介護保険施設等へ入所した場合
- 3 ご利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- 4 第2条第1項及び第2項により、契約満了日の1ヶ月前までにご利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 5 事業者の滅失や重大な毀損により、グループホームサービスの提供が不可能になった場合
- 6 事業者が認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 7 第10条又は第11条により、本契約が解約された場合

第13条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了しご利用者が退居する際には、ご利用者及び後見人、身元保証人の希望やご利用者が退居後におかれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第14条（退去時の金品の引渡し等）

- 1 この契約が終了した場合、事業者はご利用者に対して事業者が保管している金品及びご利用者が遺留した金品をご利用者又はご利用者の後見人に対して引き渡します。ただしご利用者が死亡しているため、ご利用者又はご利用者の後見人に引き渡す事ができないときは、身元保証人に引渡し、身元保証人のないときはご利用者の相続人に引渡します。
- 2 前項但書の規定にかかわらず、身元保証人がいる場合であっても他に引渡しを求めるご利用者の相続人がいる場合、事業者は身元保証人に対して引渡しをしないことが出来るものとします。
- 3 第1項但書及び前項の規定により相続人に対して引き渡す場合、事業者は相続人の一人に対して引き渡すことが出来るものとします。

第15条（残置物の引渡し等）

- 1 事業者は、この契約が終了した後において、ご利用者の残置物がある場合、ご利用者、身元保証人又はご利用者の相続人にその旨を連絡するものとします。
- 2 ご利用者、身元保証人又はご利用者の相続人は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、ご利用者、身元保証人又はご利用者の相続人が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者もしくはご利用者の相続人に引き渡すか、または、ご利用者等が所有権を放棄したのものとして残置物を処分出来るものとします。ただし、その引渡し又は処分にかかる費用はご利用者、身元保証人又はご利用者の相続人が負担するものとします。

第16条（秘密保持）

事業者、事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及び後見人、身元保証人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

第17条（個人情報の取り扱い）

- 1 ご利用者の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報に関する規定に従い、誠実に対応します。
- 2 ご利用者及び後見人、身元保証人の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

第18条（損害賠償等）

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者もしくはグループホームおがわ職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反してご利用者に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。

但し、その損害について、ご利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくはご利用者が、グループホームおがわ職員の正当な業務上の指示に従わなかった場合は、その状

況を考慮してその賠償の減額または免除することができるものとします。

- 2 ご利用者は、グループホームおがわにおいて、故意又は過失もしくはこの契約上のご利用者の義務に違反して、事業者の財産、グループホームおがわ職員や他の利用者の身体や財産、設備等に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
- 3 事業者及びご利用者は、前2項の損害賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第19条（緊急時の対応）

事業者は、ご利用者の状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な処置を行います。

第20条（身元保証人）

- 1 事業者はご利用者に対し、身元保証人を求めます。
- 2 身元保証人は、この契約に基づくご利用者の事業者に対する一切の責務につき、ご利用者と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① ご利用者が疾病などにより医療機関に受診する場合、緊急時を除き医療機関への受診付き添いを行うこと。
 - ② ご利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。
 - ③ 契約解除または契約終了の場合、予め退居先が決まっている場合を除き、事業者と連携してご利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保など必要な援助をすること。
 - ④ ご利用者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理、その他の必要な措置をなすこと。

第21条（協力義務）

ご利用者及び後見人、又は身元保証人は、事業者が共同生活介護サービスを提供するにあたり可能な限り事業者と協力するものとします。

第22条（相談・苦情対応）

1 事業者は、ご利用者及び後見人、家族又は身元保証人からの相談・苦情などに対し、重要事項説明書に定めている窓口を設置し、ご利用者からの相談・苦情などに対して、迅速に対応します。

2 事業者は、ご利用者及び後見人、家族又は身元保証人が苦情申し立てを行ったことを理由として、ご利用者に対し不利益な取り扱いをすることはありません。

第23条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者及び事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

